

○東京藝術大学施設等設計業務プロポーザル実施要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 東京藝術大学における施設整備事業に伴う設計業務に係るプロポーザルの実施方針については、東京藝術大学会計通則その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(標準型プロポーザル方式の実施規程等の準用)

第2条 設計者選定のための標準型プロポーザルの実施に係る本要項の運用においては、標準型プロポーザル方式の実施について(文教施設部長通知文施指第173号平成11年3月31日)及び「標準型プロポーザル方式の実施について」の運用について(文教施設部指導課監理室長通知11施指第21号 平成11年3月31日)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中「契約担当官等」を「契約事務受任者」と読替えるものとする。

ただし、同規程は、予定価格が一千万円以上の建設工事に係る設計・コンサルティング業務を建設コンサルタント等に委託しようとする場合に適用するものとする。

(公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施規程等の準用)

第3条 設計者選定のための公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施に係る本要項の運用においては、公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施について(文教施設部長通知文施指第174号 平成11年3月31日)の規定を準用するものとする。

(プロポーザル方式の手続)

第4条 プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続については、プロポーザル方式の手続について(文教施設部指導課監理室長通知11施指第20号 平成11年3月31日)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」を「契約事務受任者」と、それぞれ読替えるものとする。

(建設コンサルタント選定委員会の設置)

第5条 本要項第2条及び第3条による建設コンサルタント選定委員会の設置については別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。